

第 10 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 12 月 12 日（木） 9 時 30 分～11 時 7 分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3 階 委員会室

3. 出席農業委員 (17 名)

1 番委員	今 井 文 雄	2 番委員	工 藤 正	3 番委員	柴 田 博 明
4 番委員	今 井 龍 美	5 番委員	小田桐 志賀子	6 番委員	花 田 良 造
7 番委員	三 浦 勝 志	8 番委員	山 口 知 治	9 番委員	齋 藤 久 嗣
10 番委員	三 浦 良 孝	11 番委員	桑 田 久 毅	12 番委員	欠
13 番委員	欠	14 番委員	丹 代 純 嗣	15 番委員	福 士 弘
16 番委員	葛 西 雅 博	17 番委員	齋 藤 美也子	18 番委員	對 馬 忠 法
19 番委員	大 川 哲 彌				

4. 欠席農業委員 (2 名)

12 番委員	古 川 榮	13 番委員	小山内 知 寛		
--------	-------	--------	---------	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (7 名)

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	欠	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

6. 欠席農地利用最適化推進委員 (1 名)

平賀-2	今 井 三 男				
------	---------	--	--	--	--

7. 出席事務局職員 (3 名)

事務局長	小田桐 農夫吉	農地係長	中 嶋 一 朗	主事	笹 村 慎一郎
------	---------	------	---------	----	---------

8. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上程議案

議案第 33 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 34 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

- 議案第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について
- 議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 37 号 令和 2 年平川市農作業標準賃金について
- 報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 25 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 26 号 農地法第 52 条の規定に基づく賃借料情報の提供について
- 報告第 27 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

第 6 閉 会

9. 会議の概要

- ・会長あいさつ (省 略)
 - ・農業委員会憲章 (省 略)
- 唱和 (委員全員)

[開会 9 時 30 分]

議長
(柴田 博明)

これより第 10 回総会を開会いたします。
 ただ今の出席委員は、19 名中 17 名です。
 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
 また、農地利用最適化推進委員の出席を求めました。
 次に、会期についてお諮りいたします。
 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
 議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
 16 番葛西委員、19 番大川委員の両名にお願いいたします。
 議案説明のため、小田桐事務局長、中嶋農地係長、笹村主事の出席を求めました。
 書記には、中嶋農地係長を採用いたします。

本日の議案は、お手元に配布してある議案第 33 号から議案第 37 号まで 5 件、ほかに報告が 5 件でございます。

それでは、議案第 33 号を議題とし、事務局より説明を求めます。

笹村主事

(議案第 33 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地法第 3 条調査書」と合わせてご覧ください。

2 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 4 件、面積 8,215.11 平方メートルで、田 1 筆 4,744 平方メートル、畑 5 筆 3,471.11 平方メートルとなっています。

次に、8 ページをご覧ください。

今回の賃貸借権設定は件数が 20 件、面積 178,374.89 平方メートルで、田 51 筆 90,807.89 平方メートル、畑 15 筆 87,567 平方メートルとなっています。

次に、9 ページをご覧ください。

今回の使用貸借権設定は件数が 1 件、面積 10,923 平方メートル、田 2 筆 6,931 平方メートル、畑 4 筆 3,992 平方メートルとなっています。

それでは、所有権移転から説明します。

2 ページをご覧ください。

今回の 3 条所有権移転の申請事由は、整理番号 43 番から 45 番までは、譲受人の経営拡大のための所有権移転です。

整理番号 46 番は、久吉地区集会施設建設にあたり、隣接農地との境界を確定するため売買するものです。

売買価格は、

整理番号 43 番は、総額 150,000 円 10 アール当たり 128,866 円

整理番号 44 番は、総額 1,000,000 円 10 アール当たり 172,384 円

整理番号 45 番は、総額 150,000 円 10 アール当たり 126,263 円

整理番号 46 番は、総額 131,670 円 10 アール当たり 2,100,000 円

となっています。

次に、3 ページの賃貸借権設定です。

今回の 3 条賃貸借権設定の申請事由は、整理番号 55 番から 64 番までは、借受人の経営拡大のための賃貸借権設定です。

整理番号 65 番から 74 番は、基盤法から 3 条への再設定による賃貸借権設定です。

なお、整理番号 55 番、57 番は 30 ページ整理番号 32 番と、整理番号 58 番は 30 ページ整理番号 31 番と、整理番号 59 番は 34 ページ整理番号 14 番と、整理番号 71 番は 34 ページ整理番号 15 番と、整理番号 73 番は 32 ページ整理番号 40 番と関連する案件です。

次に、9 ページの使用貸借権設定です。

今回の3条使用貸借権設定の申請事由は、整理番号12番は、経営移譲年金を引き続き受給するため再設定するものです。

今回、申請のあった案件については「農地法第3条第2項各号」には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

使用貸借権設定の整理番号12番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

それでは、8番、山口委員から、所有権移転の整理番号43番の報告をお願いします。

8番山口委員

所有権移転の整理番号43番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、隣接する農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、所有権移転の整理番号44番は、平賀-2、今井推進委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

笹村主事

所有権移転の整理番号44番について、平賀-2、今井推進委員より報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。

所有権移転の整理番号44番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、市外に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、9番、齋藤委員から、所有権移転の整理番号45番の報告をお願いします。

9番齋藤委員

所有権移転の整理番号45番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、隣接する農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、碓ヶ関、平山推進委員から、所有権移転の整理番号 46 番の報告をお願いします。

碓-平山推進委員

所有権移転の整理番号 46 番について、現地を確認してきました。

譲受人の境界確定による売買との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、隣接する農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、16 番、葛西委員から、賃貸借権設定の整理番号 55 番の報告をお願いします。

16 番葛西委員

賃貸借権設定の整理番号 55 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、賃貸借権設定の整理番号 56 番は、平賀-2、今井推進委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

笹村主事

賃貸借権設定の整理番号 56 番について、平賀-2、今井推進委員より報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。

賃貸借権設定の整理番号 56 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、8 番、山口委員から、賃貸借権設定の整理番号 57 番、58 番の報告をお願いします。

8 番山口委員

賃貸借権設定の整理番号 57 番、58 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、賃貸借権設定の整理番号 59 番、60 番は、12 番、古川委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

笹村主事

賃貸借権設定の整理番号 59 番、60 番について、12 番、古川委員より報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。

賃貸借権設定の整理番号 59 番、60 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、碓ヶ関、平山推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 61 番の報告をお願いします。

碓-平山推進委員

賃貸借権設定の整理番号 61 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市外在住の認定農業者で、市外に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、5 番、小田桐委員から、賃貸借権設定の整理番号 62 番の報告をお願いします。

5 番小田桐委員

賃貸借権設定の整理番号 62 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問

題がないと思います。

以上です。

議長

次に、賃貸借権設定の整理番号 63 番は、12 番、古川委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

笹村主事

賃貸借権設定の整理番号 63 番について、12 番、古川委員より報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。

賃貸借権設定の整理番号 63 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、市外在住の農業者で、近隣及び市外の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、平賀-1、赤平推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 64 番の報告をお願いします。

平-1 赤平推進委員

賃貸借権設定の整理番号 64 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、14 番、丹代委員から、賃貸借権設定の整理番号 65 番の報告をお願いします。

14 番丹代委員

賃貸借権設定の整理番号 65 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、賃貸借権設定の整理番号 66 番から 68 番は、12 番、古川委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

笹村主事

賃貸借権設定の整理番号 66 番から 68 番について、12 番、古川委員

より報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。

賃貸借権設定の整理番号 66 番から 68 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、6 番、花田委員から、賃貸借権設定の整理番号 69 番の報告をお願いします。

6 番花田委員

賃貸借権設定の整理番号 69 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、7 番、三浦委員から、賃貸借権設定の整理番号 70 番の報告をお願いします。

7 番三浦委員

賃貸借権設定の整理番号 70 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は、認定農業者である農地所有適格法人で、すべての借入農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、9 番、齋藤委員から、賃貸借権設定の整理番号 71 番の報告をお願いします。

9 番齋藤委員

賃貸借権設定の整理番号 71 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長 次に、5番、小田桐委員から、賃貸借権設定の整理番号72番の報告をお願いします。

5番小田桐委員 賃貸借権設定の整理番号72番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。借受人は、市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。

議長 次に、14番、丹代委員から、賃貸借権設定の整理番号73番の報告をお願いします。

14番丹代委員 賃貸借権設定の整理番号73番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。

議長 次に、賃貸借権設定の整理番号74番は、12番、古川委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

笹村主事 賃貸借権設定の整理番号74番について、12番、古川委員より報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。賃貸借権設定の整理番号74番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。

議長 ここで暫時休憩いたします。

【休憩 9時55分】

【再開 10時7分】

議長 休憩を取消し、会議を再開いたします。それでは、賃貸借権設定の整理番号55番、56番、62番、70番を除

き、議案第 33 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 貸借権設定の整理番号 55 番、56 番、62 番、70 番を除き、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、貸借権設定の整理番号 55 番、56 番、62 番、70 番につきましては、8 番山口委員、18 番對馬委員、平賀-5 谷川推進委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、まず、8 番山口委員に退席を求めます。

(8 番山口委員 退席)

議長 それでは、貸借権設定の整理番号 55 番、56 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 貸借権設定の整理番号 55 番、56 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

8 番山口委員の入室を許可します。

(8 番山口委員 入室)

議長 次に、18 番對馬委員に退席を求めます。

(18 番對馬委員 退席)

議長 それでは、貸借権設定の整理番号 62 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 賃貸借権設定の整理番号 62 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
18 番対馬委員の入室を許可します。

(18 番対馬委員 入室)

議長 次に、平賀-5 谷川推進委員に退席を求めます。

(平賀-5 谷川推進委員 退席)

議長 それでは、賃貸借権設定の整理番号 70 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 賃貸借権設定の整理番号 70 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
平賀-5 谷川推進委員の入室を許可します。

(平賀-5 谷川推進委員 入室)

議長 次に、議案第 34 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事 (議案第 34 号表題部読上げ後)
総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。
11 ページをご覧ください。
今回の 4 条転用許可申請は件数が 1 件、面積 1,028 平方メートルで、地目は畑です。

整理番号 1 番は 12 ページが位置図、13 ページが案内図、14 ページが土地利用計画図です。

申請地は松崎小学校から西へ約 150 メートルに位置する館山集落内の農地です。

申請事由は「土蔵、倉庫、車庫の設置」です。

この案件は、昭和 57 年の国土調査実施以前は宅地として登記されていた土地が畑へ変更されたものですが、申請者によれば当時から土蔵などの建物は存在しており一部は家庭菜園の畑として利用をしていたそうです。

どのような経緯かわかりませんが、現に畑として登記されていることから、転用申請するよう指導したものです。

なお、始末書の提出は求めておりません。

農地区分については、申請地の周辺おおよそ 500 メートル以内に教育施設が 2 つ存在すること、申請地に接する市道に上水道と下水道の管が埋設されていることから、第三種農地に該当すると思われま。

第三種農地の場合、転用計画の確実性など、一般の基準に問題がなければ許可することができ、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、10 番、三浦委員、補足説明がありましたらお願いします。

10 番三浦委員

整理番号 1 番について、12 月 2 日に現地を確認してきました。

今回の申請地は、松崎小学校から西へ約 150 メートルに位置する、館山集落内の農地です。

転用目的は土蔵、倉庫、車庫の設置とのことで、現地では申請者本人に立ち会っていただくことができました。

先ほど事務局の説明にありましたが、本件は国土調査時点で現在のよう土地利用を行っていたものが畑として登記されたものですが、登記地目の変更をし、宅地として利用したいとのことで、転用申請するよう指導を行った案件です。

本件の農地区分は第三種農地に該当し、一般基準も満たしており、問題がないと思います。

以上です。

議長

それでは、議案第 34 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 34 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 34 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。

次に、議案第 35 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 35 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

16 ページをご覧ください。

今回の 5 条転用許可申請は、所有権を移転する案件が 1 件、面積 662 平方メートルで、地目は田です。

整理番号 10 番は、17 ページが位置図、18 ページが案内図、19 ページが土地利用計画図です。

申請地は、尾上総合高校から東へ約 270 メートルに位置する高木集落に近接する農地です。

転用目的は「駐車場として利用するための農業用施設」です。

農地区分については、申請地を含めて一団で存在する農地を分断する要因が見あたらず、一団の農地の規模が 10 ヘクタール以上であることから、第一種農地に該当すると思われます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「申請地を農業用施設に供する場合」は例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

なお、申請者は申請地付近での農地の集積を進めている認定農業者であり、付近に駐車場を設けることに関しても問題がないと思われます。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、10 番、三浦委員、補足説明がありました。

たらお願いします。

10 番三浦委員

整理番号 10 番について、12 月 2 日に現地を確認してきました。

今回の申請地は尾上総合高校から東へ約 270 メートルに位置する、高木集落に近接する農地です。

転用目的は駐車場の設置とのことで、現地では申請者本人に立ち会っていただくことができました。

本件は第三者間の所有権移転です。

先ほどの事務局の説明より、本件の農地区分は第一種農地と考えられますが、不許可の例外に該当し、一般基準も満たしております。

よって、今回の申請は問題がないと思います。

以上です。

議長

それでは、議案第 35 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 35 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 35 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。

次に、議案第 36 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 36 号表題部読上げ後)

24 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 10 件、面積 65,177 平方メートルで、田 28 筆 58,229 平方メートル、畑 5 筆 6,948 平方メートルとなっております。

整理番号 50 番から 57 番は、譲受人の「経営拡大」による売買です。

整理番号 58 番、59 番は農地中間管理事業の「農地売買等事業」による買受です。

なお、整理番号 51 番は 32 ページ整理番号 37 番と、整理番号 53 番は 32 ページ整理番号 38 番と、整理番号 57 番は 31 ページ整理番号 36 番と関連する案件です。

今回、申請のあった案件については「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、19番、大川委員、補足説明がありましたらお願いします。

19番大川委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 50番 総額 5,140,000円 10アール当たり 293,112円

整理番号 51番 総額 1,180,000円 10アール当たり 323,465円

整理番号 52番 総額 588,000円 10アール当たり 300,000円

整理番号 53番 総額 2,100,000円 10アール当たり 399,316円

整理番号 54番 総額 1,500,000円 10アール当たり 337,307円

整理番号 55番 総額 606,400円 10アール当たり 200,000円

整理番号 56番 総額 20,000円 10アール当たり 2,416円

整理番号 57番 総額 2,370,000円 10アール当たり 299,849円

整理番号 58番 総額 2,390,000円 10アール当たり 289,066円

整理番号 59番 総額 1,080,000円 10アール当たり 223,002円

となっております。

整理番号 56番については、申請者が親戚同士かつ30年以上耕作していることから、両者の合意のもと、比較的安価となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、所有権移転の整理番号 51番を除き、議案第 36号について、質疑、ご意見を求めます。

尾-1 小野推進委員

整理番号 56番について、調整会議の場には譲渡人本人が来たのか。

笹村主事

譲渡人本人が来ました。

尾-1 小野推進委員

わかりました。

議長

ほかに質疑、ご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、所有権移転の整理番号 51番を除き、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の整理番号 51 番につきましては、18 番對馬委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、18 番對馬委員に退席を求めます。

(18 番對馬委員 退席)

議長

それでは、所有権移転の整理番号 51 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

所有権移転の整理番号 51 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

18 番對馬委員の入室を許可します。

(18 番對馬委員 入室)

議長

次に、議案第 37 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

中嶋係長

(議案第 37 号表題部読上げ後)

26 ページをご覧ください。

「令和 2 年農作業標準賃金・料金表(案)」の臨時雇用労賃及び請負料金(オペレーター付き)について、先般 11 月 21 日に会長、会長職務代理、事務局で協議をした結果、1.臨時雇用労賃については、本県の最低賃金の改正により前年比 28 円増の「1 時間当たり 790 円」となり、これを 1 日 8 時間に換算しますと「6,320 円」、更に 100 円未満を切り上げて求めた額「6,400 円」が望ましいと考えます。

なお、中段の「果樹のせん定」については、今回の最低賃金の増加率 3.67 パーセントを乗じた額、8,600 円～10,700 円といたしました。

また、下段のオペレーターについては、市内の農業団体三者を調査した結果、二者が 1,000 円、一者が 1,050 円ということで、1,000 円の据え置きとしました。

また、2.請負料金(オペレーター付き)については、前年策定の際、過去10年間料金が据え置かれてきたことや、燃料費の高騰を理由に、当時の最低賃金上昇率 3.25 パーセントを乗じて、大幅な増額を行ったこと、また、本年11月に市内農業団体を対象に行った調査結果を見てみましても、これまでの低水準を維持していることなどから、現行額のまま据え置くことが望ましいと考えます。

以上です。

議長

ここで暫時休憩いたします。

【休憩 10時37分】

【再開 10時59分】

議長

休憩を取消し、会議を再開いたします。

それでは、議案第37号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第37号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第37号を原案のとおり決定いたします。次に、報告5件を一括して、事務局から説明願います。

笹村主事

(報告第23号表題部読上げ後)

28ページをご覧ください。

令和元年9月から11月までの3か月間の相続の届出件数は19件で、面積は129,130平方メートル、田51筆、畑52筆となっています。

(報告第24号表題部読上げ後)

32ページをご覧ください。

今回の届出件数は10件、田31筆、面積が44,427平方メートルとなっています。

整理番号31番、32番、34番、35番は、他者へ貸付するため解約するものです。

整理番号33番は、中間管理事業へ切り替えるため解約するものです。

整理番号36番、38番は、他者へ売買するため解約するものです。

整理番号 37 番は、借人へ売買するため解約するものです。

整理番号 39 番は、借人の都合により解約するものです。

整理番号 40 番は、借人と再設定するため解約するものです。

なお、整理番号 31 番は 3 ページ整理番号 58 番と、整理番号 32 番は 3 ページ整理番号 55 番、57 番と、整理番号 36 番は 23 ページ整理番号 57 番と、整理番号 37 番は 21 ページ整理番号 51 番と、整理番号 38 番は 22 ページ整理番号 53 番と、整理番号 40 番は 8 ページ整理番号 73 番と関連する案件です。

(報告第 25 号表題部読上げ後)

34 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 3 件、面積 22,956 平方メートル、田 7 筆 20,273 平方メートル、畑 4 筆 2,683 平方メートルとなっております。

整理番号 14 番、15 番は、他者へ貸付するため解約するものです。

整理番号 16 番は、借主の都合により解約するものです。

なお、整理番号 14 番は 4 ページ整理番号 59 番と、整理番号 15 番は 8 ページ整理番号 71 番と関連する案件です。

中嶋係長

(報告第 26 号表題部読上げ後)

36 ページをご覧ください。

今回報告する賃借料情報は平成 30 年 1 月から令和元年 11 月までの 23 ヶ月間に賃貸借権設定を行った案件を集計した結果で、平均額、最高額、最低額、データ数(筆数)で表記しています。

なお、物納換算額に関しては、中段の「注 2」に示しているとおりで、先般 11 月 21 日に、会長、会長職務代理、事務局で協議し決定したものです。

また、「注 2」の冒頭に示されているとおり、「田」の部については、近年の米価の変動を踏まえ、現状に即した賃借料情報の提供をするため、賃借料情報は「物納」を基準として、下記のとおり、平賀・尾上地域の圃場整備済の田においては、10 アール当たりの参考対価は「玄米 1 俵」、「現金換算額を 12,400 円」とし、JA1 等米(つがるロマン)の概算金と同等額といたしました。

また、碓ヶ関地域や平賀地域の山間地の田においては、上記地域の 8 割を目安といたしまして、10 アール当たりの参考対価は「玄米 0.8 俵」、「現金換算額を 10,000 円」とすることを報告いたします。

笹村主事

(報告第 27 号表題部読上げ後)

38 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 2 件で、田 8 筆、面積 9,975 平方メートルです。

整理番号 2 番は、39 ページが位置図、40 ページが案内図、41 ページが土地利用計画図です。

届出地は、平川市役所本庁舎から南東に約 600 メートルに位置する農地で、盛土後は枝豆を作付するそうです。

整理番号 3 番は、42 ページが位置図、43 ページが案内図、44 ページが土地利用計画図です。

届出地は、介護老人保健施設に隣接する農地で、盛土後はトマト・馬鈴薯・スイカを作付するそうです。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

[閉会 11 時 7 分]